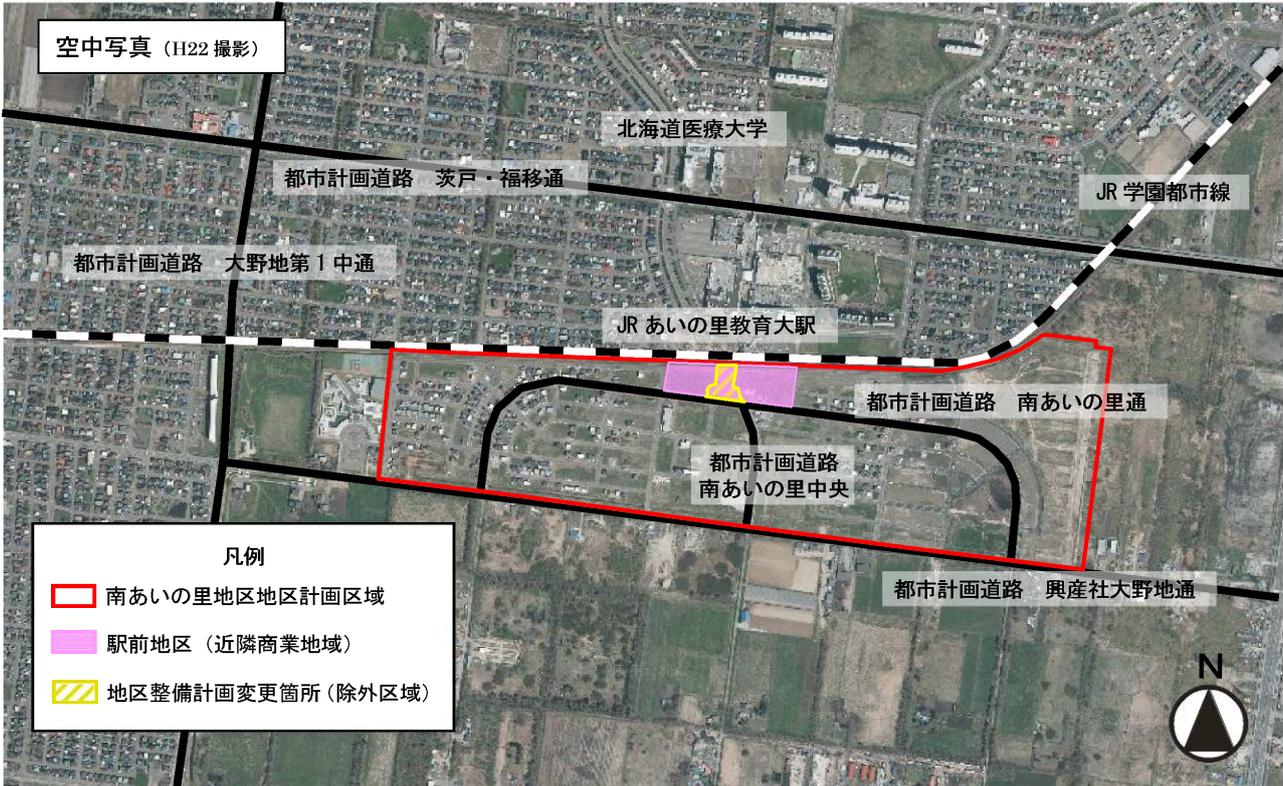


□南あいの里地区地区計画の変更について



1 概要

- (1) 名称 : 南あいの里地区地区計画
- (2) 位置 : 札幌市北区南あいの里3丁目の一部、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目
- (3) 変更内容 : 当地区の北側中央に位置する JR「あいの里教育大駅」における南口駅舎の建築に伴い、「駅前地区」の地区整備計画区域から、駅前広場を除外する。(下図参照)



2 経緯

- ・平成 10 年 3 月 特定保留区域の指定（第 4 回線引き見直し）
- ・平成 15 年 3 月 土地区画整理組合設立認可
- ・平成 16 年 4 月 市街化区域編入
- ・平成 18 年 9 月 地区計画の決定
- ・平成 23 年 9 月 換地処分

3 理由

当地区の交通利便性を高め、土地区画整理事業の事業効果の維持及び増進を図ることを目的として、当地区の北側中央に位置する JR「あいの里教育大駅」において、バリアフリー化や交通結節点としての機能向上を実現するため、地区計画を変更するものである。

4 参考

南口駅舎建築予定地

